

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業)

公募要領

平成29年5月
一般社団法人全国浄化槽団体連合会

一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）では、環境省から平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、既設大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために、高効率な機械設備等を導入する事業に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施しています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくこととなります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、全浄連としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が全浄連に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 全浄連から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について全浄連の承認を受けなければなりません。なお、全浄連は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人全国浄化槽団体連合会

公募要領目次

1. 補助金の目的と性格	4 P
2. 公募する事業の対象	5 P
3. 補助対象事業の選定	8 P
4. 応募に当たっての留意事項	9 P
5. 応募の方法	10 P
6. 問い合わせ先	12 P
○補助事業における留意事項等について（必ずお読みください。）	13 P
1. 基本的な事項について	13 P
2. 本補助金交付までの手続き等における留意事項等について	13 P
3. その他（圧縮記帳の適用）	15 P
・別紙（暴力団排除に関する誓約書）	16 P
・別表1（補助対象経費の区分等）	17 P
・別表2（補助対象設備の範囲）	20 P
・応募申請書【様式1】	21 P
・実施計画書【様式2】	
省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業実施計画書	22 P
・経費内訳【様式3】	
省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業に要する経費内訳	26 P

1. 補助金の目的と性格

- 本補助金は、省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業に要する経費を補助することにより、既設大型合併処理浄化槽のエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制して効率的な汚水処理を実現し、地球環境保全及び生活環境の保全に資することを目的としています
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。
このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。
- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。
具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）交付要綱（平成29年3月27日付け環廃対発第17032711号。以下「交付要綱」という。）及び省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業実施要領（平成29年3月27日付け環廃対発第17032711号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。
万が一、これらの規定が守られず、全浄連の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。
（詳細は13P「本補助金交付までの手続き等における留意事項等について」をご確認ください。）

- ・ 事業開始は、交付決定日以降（交付決定日を含む。）となります。
- ・ 事業完了後は、事業報告書（二酸化炭素削減量等）の提出などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産については補助事業で取得した旨の表示が必要であるとともに、適正な財産管理及び処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ全浄連に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、全浄連より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の解除や、それに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1) に適合する (2) の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。（固定価格買取制度による売電は行わないものであることを含む。）
- エ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

(2) 対象事業

ア 事業の目的

本事業は、浄化槽管理者（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条に規定する浄化槽管理者をいう。以下同じ）が、既設大型合併処理浄化槽を改修し、省エネルギー・省CO₂に係る高効率設備等を導入する事業であって、その処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を行うことを目的としています。

イ 対象事業の要件

本事業で補助対象となる事業は、浄化槽設備において、省エネ設備の導入により、施設全体の年間電力量を5%以上削減できる省エネ化を図る事業であり、以下の要件を全て満たす事業であること。

- (1) 浄化槽管理者（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条に規定する浄化槽管理者をいう。以下同じ）が、国内において運用している既設大型合併処理浄化槽の設備に関して、以下の①若しくは①及び②の組み合わせによる更新を行うことで、当該設備のエネルギー消費量を削減する事業。

①ブローア

組み込まれたモーターについて、効率がIEC規格（国際電気標準会議）で規定される効率クラスIE3（プレミアム効率）と同等以上のものとなる省エネ型ブローア（IE3）への更新

②その他の設備

- ①に該当しない設備について、省エネ型設備の導入（ただし、下記の1）、2）、3）の全てを満たすもの）

※エネルギー換算係数は「エネルギーの使用の合理化等に関する方向施行規則（昭和54年通商産業省令第七十四号）参照

- 1) 当該施設に必要な設備であること。
- 2) 設備の更新又は改造（インバータ制御装置の導入に限る）であること。
但し、それに伴う建築・土木に係る改造等は補助対象事業に含まれない。

- 3) 導入する設備が予備機等ではないこと。
- (2) 現在使用中の浄化槽設備について、導入時より省エネ化を図る改修であること。
- (3) 本事業の補助により実施する事業について、他の法令及び予算に基づく補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に基づく補助金等をいう。補助金、交付金、その他相当の反対給付を受けないで行う給付金等が含まれる。）の交付を受けていないこと。

ウ 補助事業者

補助金の応募申請をできる者は、次に掲げる者とします。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に基づき市町村の認可を受けた地縁による団体法律により直接設立された法人
- ⑥ 学校法人・医療法人・社会福祉法人
- ⑦ 法律により直接設立された法人
- ⑧ その他環境大臣の承認を得て全浄連が適当と認める者

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「ウ」の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり全浄連が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(a) リース

リースを活用する場合は、対象設備を保有するリース事業者を代表事業者とし、対象設備を利用する事業者を共同申請者とした共同申請とし、リース契約については、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限ります。

- ① リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- ② 所有権移転外リース取引であること。
- ③ 対価が対象設備の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。
- ④ リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であること。
- ⑤ 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。

- ⑥ 日本国内に対象機器を設置する契約であること。
- ⑦ 中古品の対象機器をリースする契約でないこと。
- ⑧ 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこと。
- ⑨ 交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。

(b) (a) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、補助金の交付対象者となります。また、代表事業者は、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり全浄連が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 同一事業者が複数の事業所について応募申請を行う場合には、事業所単位で応募申請を行う必要があります。

カ 省エネ型大型浄化槽システム高効率化設備等導入に関する計画が具体的に作成されている必要があります。また、省エネ型大型浄化槽システム高効率化設備等導入による二酸化炭素削減効果を把握し、その削減効果を外部へ周知する計画を作成し、その実施状況について、交付規程に基づく事業報告書を指定する期日までに提出するものである必要があります。

キ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（「4. (2) 補助対象経費」9 P参照）に次の割合を乗じて得た額を補助します。

補助率：2分の1

ク 補助事業期間

補助事業の実施期間は原則として交付決定日以降から平成30年2月末とします。

3. 補助対象事業の選定

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 全浄連が設置する委員会において、対象事業の要件への適合、費用対効果（二酸化炭素1トンを削減するために要する費用）等の審査基準を策定し、全浄連がその審査基準に基づき厳正に審査を行い、環境省から交付を受けた補助金の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付を内示します。

なお、2.(1) 対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査対象外として不採択となります。

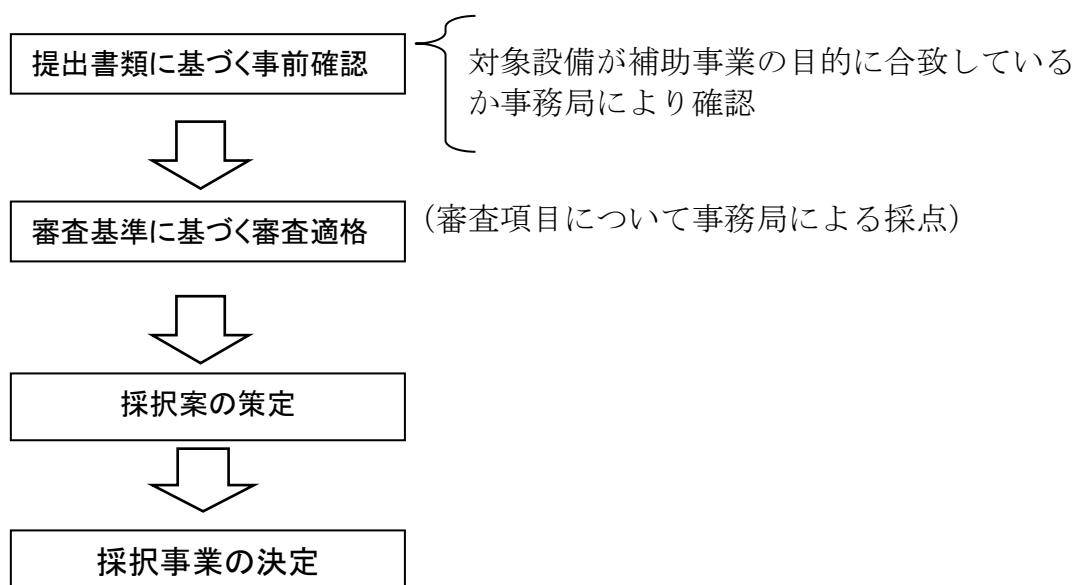
また、2.(1) 対象事業の基本的要件及び2.(2) 対象事業における「対象事業の要件」に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査結果に対するお問い合わせ等は対応致しかねます。

【想定される審査項目】

- (1) 適格性・合理性
- ア 事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
 - イ 資金回収期間の妥当性
 - ウ 事業の継続性
- (2) 事業効果・事業意義
- ア 設備導入によるCO₂の削減効果
 - イ 事業の先進性及び当該事業の実施による他の事業への波及効果

※審査項目については確定次第、全浄連のホームページにて5月下旬に掲載します。

- (3) その他の設備導入事業の審査及び採択の流れは以下の通りです。



4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって、別表1に掲げる経費並びにその他必要な経費で全浄連が承認した経費

＜補助対象外経費の代表例＞

- ・ 既存施設・設備の撤去費、官公庁への手続き費用、表示プレート作成費
- ・ CO2 排出削減に寄与しない機器や設備に係る費用
- ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費等
- ・ 本補助金への応募・申請等に係る経費

(3) 維持管理

補助事業により導入した設備等は、交付規程第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。また、導入に関する各種法令を遵守する必要があります。

(4) 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業者は、補助事業の完了後は、事業の実施による二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。また、交付規程に基づき、全浄連の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供する必要があります。

(5) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等についての報告書を環境大臣に提出するものとします。

5. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

ア 応募申請書【様式1】

イ 実施計画書【様式2】

※ 2. (2) 対象事業における「対象事業の要件」を確認できる書類(機器仕様、図面)等を参考資料として必ず添付してください。

※ リースを活用する場合にあっては、リース契約書の写し、特約又は覚書等の写し、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(応募に当たっては、上記書類の案でも良い。)

ウ 経費内訳【様式3】

省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業に要する経費内訳

※詳細な金額の根拠がわかる書類(見積書又は計算書)等を添付してください。

エ 代表事業者(共同事業者がある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為(申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄附行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)

オ 経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書(応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。また、申請者が個人企業の場合は、提出を要しない。さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。

カ 法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている事業については、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可書等の写し

キ 暴力団排除に関する誓約書(別紙)

ク その他参考資料

注) 応募書類のうち、アの応募申請書【様式1】、イの実施計画書【様式2】及びウの経費内訳【様式3】については、全浄連のホームページから電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

(2) 応募書類の提出方法

(1) の書類(紙)と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送により全浄連へ提出してください(電子メールによる提出は受け付けません。)

応募書類は、フラットファイルに綴じ、資料毎にインデックスを付した後、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び対象事業の応募書類である旨(例:「省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業」等)を朱書きで明記してください。

(3) 提出先

一般社団法人全国浄化槽団体連合会

〒162-0844

東京都新宿区市谷八幡町13番地 東京洋服会館7階

(4) 提出部数

(1) の書類(紙)を3部(正本1部、副本(写し)2部)、当該書類の電子データを保存した電子媒体(CD-R)1部を提出してください。

(電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。)

なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

(5) 公募期間

平成29年5月29日(月)～平成29年12月28日(木) 17時必着

受付期間以降に全浄連に到着した書類のうち、遅延が全浄連の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

6. 問い合わせ先

問い合わせ内容を正確に把握するため、電子メールを極力利用してください。
その際、メール件名を「省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業補助金に関する問い合わせ」としてください。

<問い合わせ先>

一般社団法人全国浄化槽団体連合会

〒162-0844

東京都新宿区市谷八幡町13番 東京洋服会館7階

担当：昇、中田、橋本、杉浦

TEL：03-3267-9757

FAX：03-3267-9789

E-mail：info@zenjohren.or.jp

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、全浄連が環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

(採択後の補助事業実施手続きは、交付規程に従い行ってください。)

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 本補助金交付までの手続き等における留意事項等について

(1) 交付申請

全浄連から採択する旨の通知を受領した事業者には、補助金の交付申請書（交付規程様式1（第5条関係））を提出していただきます。

その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものに限りします。

(2) 交付決定

全浄連は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

ア 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進められていること。

イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 補助事業の開始

補助事業者は、全浄連からの交付決定を受けた後に、補助事業を開始することとなります（なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。

補助事業者が補助対象設備の導入等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

ア 契約・発注日は、全浄連の交付決定日以降であること。

イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。（競争入札若しくは原則三者以上による競争[見積仕様以上の性能が確保できることを前提とし、価格が安価である者を選定すること。]）

(4) 完了実績報告書

ア 当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了（検収確認）後30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書（交付規程様式11（第11条関係））を全浄連あて提出していただきます。

全浄連は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

イ 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

(5) 補助金の支払い

補助事業者は、全浄連から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、全浄連から補助金を支払います。

(6) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(7) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ全浄連の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業である旨を明示しなければなりません。

(8) 補助対象経費について

補助対象経費のうち事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費についての詳細は、別表1の内容となります。また、上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

(9) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

3. その他（圧縮記帳の適用）

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

一般社団法人全国浄化槽団体連合会
会 長 佐藤 佑 殿

暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間内及び完了後の将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

平成29年 月 日

住 所
法 人 名
代 表 者 名

印

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>② 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>③ 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④ 技術管理に要する費用</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は

事務費	事務費		委託料の費用をいう。												
			<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
			号	区 分	率										
			1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%										
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、用途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

【様式1】

平成 年 月 日

一般社団法人全国浄化槽団体連合会
会 長 佐藤 佑 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 名

印

平成29年度省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業補助金
応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 実施計画書及び別添資料
2. 経費内訳
3. 応募者の業務概要及び定款
4. 応募者の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
5. その他参考資料

(担当者欄)

所属部署名：
役 職 名：
氏 名：
T E L：
F A X：
E - m a i l：

【様式 2】

省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業実施計画書

事業名				
事業実施の団体名				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業の主たる実施場所			
	* 実際に補助事業を行う場所（図面を添付する）			
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話・FAX 番号
<事業の目的・概要>				
【目的】				
【概要】				
* 補助事業及び導入する設備等の概要（内容・規模等）を記入する				
<低炭素化に資する環境対策への取組>				
* 過去・将来における低炭素化に向けての取組を記入する。				
<事業の性格>				

【事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性】

- * エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。

【事業の公益性及び資金回収・利益の見通し】

- * 補助事業の公益性の性格について具体的に記入する。また、補助事業に関する資金回収・利益の見通しについて、同事業のイニシャルコストのうちの自己負担額、同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき記入する。

【事業のモデル・実証的性格】

- * 補助事業のモデル性や実証的性格について具体的に記入する。

【導入技術の今後の活用・展開の見通し】

- * 補助事業により導入する技術について、今後、どのように活用・展開されることが期待されるか具体的に記入する。

<事業実施に関連する事項>

【他の補助金との関係】

* 他の国の補助金等（固定価格買取制度を含む。）への応募状況等を記入する。

【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項】

* 補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記入する。

【設備の保守計画】

* 導入する設備の保守計画を記入する。

<事業実施スケジュール>

* 事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全行程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記入する。

* 実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

【様式3】

省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 工事費 本工事費材 料費 ・ ・ 付帯工事費 ・ ・ 機械器具費		○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	材料名 (数量) × (単価) = 金額		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。